「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版の原案についての意見募集の実施

２０２５年１０月１日
外務省総合外交政策局人権人道課

１．意見募集の趣旨・目的・背景

（１）企業活動のグローバル化が進む中、企業活動が人権に及ぼす影響が拡大し、人権尊重についての企業の責任に関する国際的な議論がより活発になる中で、２０１１年６月、国連人権理事会において、国家の義務、企業の責任、救済へのアクセスの取組の必要性を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持されました。

（２）我が国は、指導原則の着実な履行の確保を目指し、関連する国際文書も踏まえ、２０２０年１０月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（２０２０−２０２５）」（以下「旧計画」という。）を策定し、「人権を保護する国家の義務に関する取組」、「人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組」、及び「救済へのアクセスに関する取組」を行ってきました。その結果、ビジネスと人権に関する日本政府の対応は急速に進展し、日本企業の取組も進んできました。

（３）２０２４年５月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、旧計画の改定作業に着手することが承認され、現在、同行動計画の改定に向けた作業を進めています。今般、行動計画を改定していく上で、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領により意見募集を行うことといたしました。我が国として、国民の皆様からの御意見も踏まえ、行動計画の改定作業を続けていく予定です。

２．意見募集の対象

「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版の原案

３．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和７年１０月１日（水曜日）～令和７年１０月３０日（木曜日）

４．意見募集に当たっての資料の入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（参考）外務省ウェブサイト「ビジネスと人権」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html

５．意見の提出先・提出方法

以下のウェブフォームから、日本語にて提出してください。お電話での受付はできませんので、あらかじめ御了承ください。

https://forms.office.com/r/JANR4C76Uz

６．意見の提出上の留意点

お寄せいただいた御意見につきましては、我が国の「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定過程において参考とさせていただきます。なお、御意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。

御意見については、氏名、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公表させていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

７．お問い合わせ先

外務省総合外交政策局人権人道課
メールアドレス：bhr-public-comment@mofa.go.jp

（了）